

(仮称) 塩竈市公共下水道施設等における管理・
更新一体マネジメント（ウォーターPPP）事業
実施方針（案）

令和 8 年 9 月

塩竈市上下水道部下水道課

第1 特定事業の選定に関する事項.....	1
1-1. 事業概要	1
1-2. 特定事業の選定方法に関する事項	9
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	11
2-1. 募集及び選定方法	11
2-2. 募集及び選定スケジュール	11
2-3. 応募者の参加資格要件	11
2-4. 審査及び選定手続き	16
2-5. 優先交渉権者選定後の手続き	17
第3 民間事業者の責任の明確化等.....	18
3-1. リスク分担の基本的な考え方	18
3-2. 事業の実施状況のモニタリング	18
3-3. 保険	18
第4 事業契約の解釈に関する事項.....	19
4-1. 疑義が生じた場合の措置	19
4-2. 管轄裁判所の指定	19
第5 事業継続に関する事項.....	20
5-1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	20
5-2. 金融機関又は融資団と発注者との協議	21
第6 法制上及び財政上の支援に関する事項.....	22
6-1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	22
6-2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	22
6-3. その他の措置及び支援に関する事項	22
第7 その他事業実施に関する事項.....	23
7-1. 実施に関して使用する言語及び通貨	23
7-2. 応募書類の作成等にかかる費用	23
7-3. 実施方針（案）に関する意見又は質問の受付	23

用語の説明

PFI (Private Finance Initiative)	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
ウォーターPPP	「管理・更新一体マネジメント方式」と「公共施設等運営事業（コンセッション方式）」を併せた総称。
管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）	ウォーターPPP の支援対象スキームの一つであり、従来型の包括的民間委託の範囲に、ストックマネジメントに基づく更新計画案の策定支援や更新工事等を組み込み、維持管理と改築更新を一体的に委ねる方式。
VFM (Value for Money)	発注者が自ら事業を実施する場合と比較して、PFI 方式等を導入した方がより効率的かつ効果的に公共サービスを提供できること（支払いに対して最も高い価値等を得ること）を示す指標。
性能発注	発注者が求めるサービス水準（性能）を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定して民間の創意工夫を促す発注方式。
ストックマネジメント	明確な目標を定め、膨大な下水道施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な施設状態を予測しながら計画的かつ効率的に管理する取組み。
改築（更新）	対象施設の全部又は一部の再建設若しくは取替えを行うこと（構造物や設備の更新、更生工事を含む）。
セルフモニタリング	事業者が、自らの業務履行状況が要求水準を満たしているか否かを自ら監視・測定・評価し、発注者へ報告する取組み。
成果品	要求水準書等に基づいて事業者が発注者へ提出すべき提出図書・データの総称
事業契約	PFI 法に基づき、発注者と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約
SPC（特別目的会社）/JV（共同企業体）	本事業を遂行することを目的として、応募グループの構成企業等によって設立される特定目的会社（SPC）又は共同企業体（JV）。
PSC (Public Sector Comparator)	発注者が自ら事業を実施する場合の事業費等を算定した基準値。 VFM の評価に用いる。
ダイレクトアグリーメント（直接協定）	発注者、事業者及び金融機関等との間で締結される、事業継続に関する協定。

第1 特定事業の選定に関する事項

1-1. 事業概要

(1) 事業の名称

(仮称) 塩竈市公共下水道施設等における管理・更新一体マネジメント（ウォーターPPP）事業

(2) 事業の背景・目的

本市の汚水処理整備は概ね完了しており、汚水処理普及率は99.7%に達している。一方で、今後は人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれる中、施設の老朽化への対応が大きな課題となっており、今後、継続的かつ計画的な改築更新投資が必要となる。また、職員数の減少や技術者の高齢化に伴い、技術継承や専門的知見の確保、施工管理体制の維持、日常的な現場対応への対応力の確保が課題となっている。また、近年発生した道路陥没事故等を契機として、下水道施設の老朽化対策や点検・調査の重要性が改めて認識されており、施設の適切な維持管理及び計画的な改築更新の推進が一層重要となっている。さらに、国においては下水道事業へのウォーターPPP導入を推進しており、今後の改築更新事業の実施に当たっては、官民連携の活用がより重要となっている。

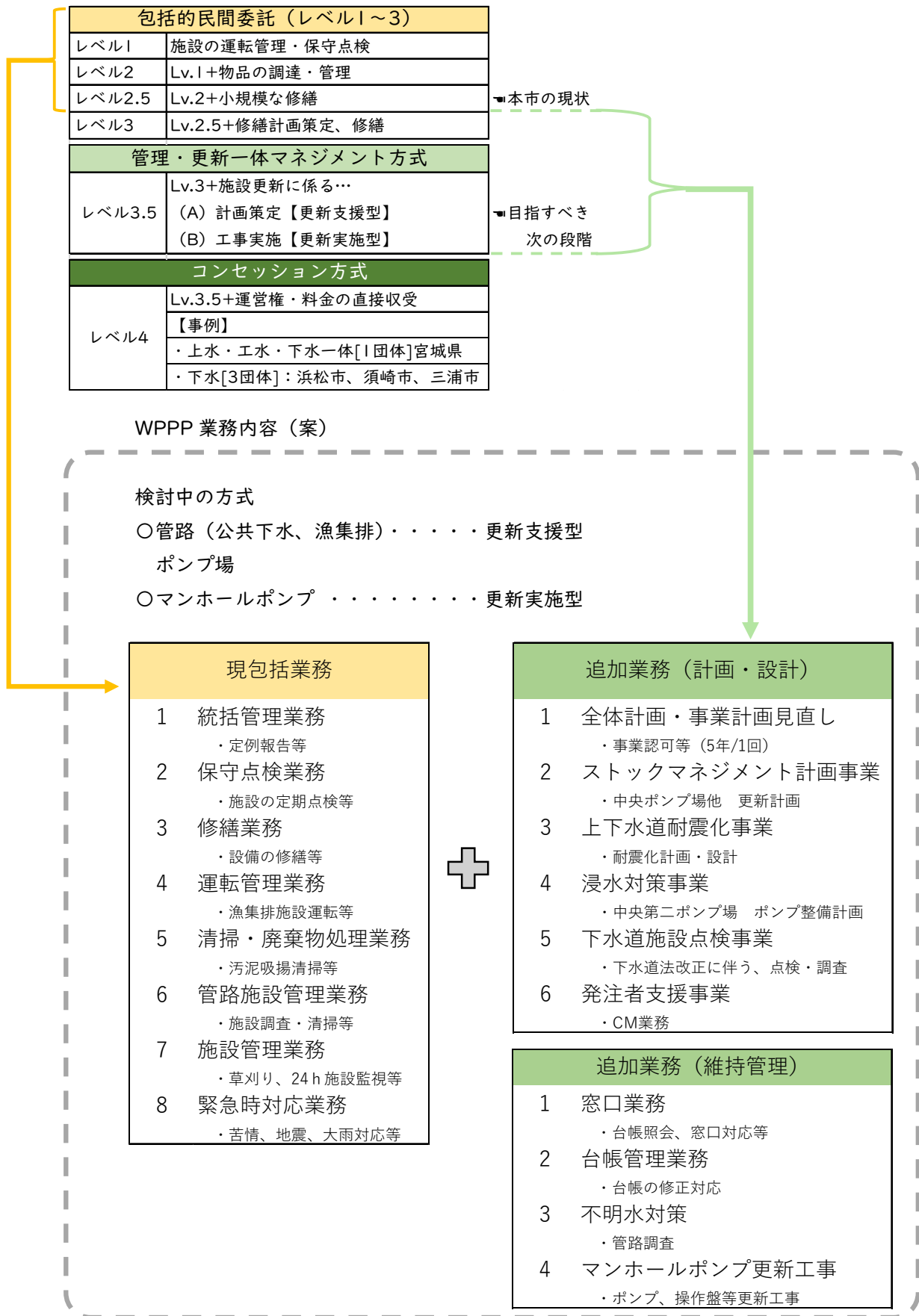
このような背景を踏まえ、本事業は、従来の包括的民間委託の範囲（維持管理業務等）に加え、ストックマネジメント計画の策定、改築更新に係る各種支援業務及び一部施設における改築更新工事を組み込んだ「管理・更新一体マネジメント方式（ウォーターPPP：レベル3.5）」を導入するものである。長期的な官民連携の枠組みの中で、民間事業者のノウハウや技術力を活用し、維持管理と改築更新を一体的に推進することにより、以下を実現することで下水道事業を将来にわたって安定的に維持することを目的とする。

- ・経営の効率化
- ・技術力・専門性の活用
- ・老朽化対策と計画的なインフラ更新
- ・人材不足への対応

(3) 事業案イメージ

本市では、現行の包括的民間委託の契約期間終了を見据え、施設の老朽化への対応や事業執行体制の強化を図るため、下水道事業の事業スキームを「管理・更新一体マネジメント方式（ウォーターPPP：レベル3.5）」へ移行する。本事業案のイメージ及び業務範囲は以下のとおりである。

WPPP 事業案イメージ図



(4) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は以下の通りである。

① 対象処理区

- ・ 塩竈第一処理分区
- ・ 塩竈第二処理分区
- ・ 多賀城第四処理分区
- ・ 漁業集落排水処理区（寒風沢地区、野々島地区）

② 対象施設

- ・ 下水道管路施設約 370km（雨水・汚水）、ポンプ場 11 箇所（雨水・汚水）
- ・ 汚水 MP35 箇所、雨水 MP22 箇所、宅内 P24 箇所
- ・ 貯留施設 35 箇所、浸透施設 10 箇所、浸透施設 14 箇所
- ・ 貯留施設（宅内）739 箇所、貯留施設（開発）
- ・ 漁業集落排水管路施設約 3km、処理場 2 箇所、MP7 箇所

表 1 業務対象施設

施設種別	施設名	備考
汚水中継ポンプ場 (公共下水道)	藤倉汚水中継ポンプ場	新浜町 1 丁目 4-1
	越の浦汚水中継ポンプ場	楓町 2 丁目 10-2
	大日向汚水中継ポンプ場	大日向町 13-1
	千賀の台汚水中継ポンプ場	字伊保石 64 番 289
汚水マンホールポンプ場 (公共下水道)	汚水マンホールポンプ場	30 箇所
	汚水ミニマンホールポンプ	5 箇所
	汚水宅内マンホールポンプ	20 箇所
汚水管路 (公共下水道)	約 263km	
雨水ポンプ場 (公共下水道)	中央ポンプ場	新富町 1 番 15 号
	藤倉雨水ポンプ場	新浜町一丁目 4 番 1 号
	藤倉排水機場・藤倉第二ポンプ場	藤倉 3 丁目 1 番 23 号
	杉の入ポンプ場	新浜町 2 丁目 2 番 18 号
	牛生雨水ポンプ場	芦畔町 13 番 55 号
	中央第 2 ポンプ場	港町二丁目 9 番 1 号
	越の浦雨水ポンプ場	越の浦一丁目 7 番 1 号
雨水マンホールポンプ場 (公共下水道)	22 箇所	
雨水管路 (公共下水道)	約 104km	
雨水貯留施設 (公共下水道)	調整池 6 箇所	
	貯留管 3 箇所	
	貯留 34 箇所	
	民間開発 100 箇所	民間管理も含む
	宅内 740 箇所	
汚水処理施設 (漁業集落排水処理施設)	寒風沢処理場	浦戸寒風沢字湊 1
	野々島処理場	浦戸野々島字河岸 66
マンホールポンプ場 (漁業集落排水処理施設)	寒風沢地区 3 箇所	
	野々島地区 4 箇所	
漁集管路 (漁業集落排水処理施設)	寒風沢地区 約 1.4km	
	野々島地区 約 1.9km	

(5) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づくものであり、ウォーターPPP の「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」を採用する。対象施設ごとの事業方式は以下のとおりとする。

① 更新実施型

【対象施設】

- ・ 汚水マンホールポンプ及び分電盤等
- ・ 雨水マンホールポンプ及び分電盤等
- ・ 漁業集落排水マンホールポンプ及び分電盤等

【内容】

対象施設の維持管理業務に加え、点検・調査結果等を踏まえた更新計画の策定、改築更新に係る設計、施工、工事監理その他必要な業務を一体的に実施する方式とする。

② 更新支援型

【対象施設】

- ・ 下水道管路施設
- ・ 汚水及び雨水ポンプ場
- ・ 漁業集落排水処理場及び管路施設

その他上記①以外の対象施設

【内容】

対象施設の維持管理業務に加え、点検・調査結果等を活用した更新計画案の策定支援、設計・積算支援及び工事監理支援等を実施し、改築更新工事本体は発注者が別途発注する方式とする。

(6) 改築更新工事に関する事項

更新実施型の対象施設については、事業者が改築更新工事を実施するものとする。

改築更新工事の対象範囲、実施方法等の詳細については、要求水準書等において示す。

本事業において事業者が実施した改築更新工事により整備された施設、設備その他の成果物の所有権は、発注者に帰属するものとする。

(7) 事業の基本方針

塩竈市（以下「発注者」という。）との事業契約に基づき本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、本事業の実施に当たっては、下水道法その他関係法令等の規定に基づき、誠実かつ適切に業務を実施しなければならない。

本事業は、維持管理と改築更新を一体的にマネジメントすることにより、施設の健全性の確保、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減、事業執行体制の強化及び効率化並びに持続可能な下水道サービスの提供を目指すものである。

発注者及び事業者は、それぞれの役割と責任を踏まえ、民間事業者の技術力及び創意工夫を最大限活用しながら、計画的かつ効率的な維持管理及び改築更新を推進するものとする。

また、事業者は、要求水準書に定める水準を満たすとともに、セルフモニタリングを適切に実施し、安全・安心な下水道サービスの確保に努めなければならない。

(8) 事業範囲

1) 業務内容

本事業における業務内容は表 2 に示すとおりである。

表 2 本事業の対象業務

業務分類	業務名	業務内容等
全体マネジメント・調整業務	統括管理業務	業務全体の実施状況把握、技術指導、安全管理、定例報告、発注者との定例協議・連絡調整
	業務進行・調整業務	一元窓口機能、全体進行管理、下請・再委託業者間調整、安全管理監視、データ管理
	台帳管理業務	維持管理情報、点検結果、修繕履歴、改築更新履歴等の整理・更新、下水道台帳データの修正対応及び各種維持管理
	セルフモニタリング業務	受託業務の履行状況に関するセルフモニタリング計画の作成・実施・結果報告
	プロフィットシェア業務	LCC 縮減に向けた契約後 VE 提案、新技術導入提案の検討および協議
	技術継承・広報業務	市職員との共同研修・人材育成、広報活動への協力、防災訓練参加等
維持管理業務	保守点検業務	定期点検、降雨前稼働点検
	修繕業務	小規模修繕、簡易故障修理、消耗品調達
	運転管理業務	水質管理業務、水量管理業務
	清掃・廃棄物処理業務	汚泥吸揚清掃業務、し渣・揚砂吸揚清掃業務
	管路施設管理業務	テレビカメラ調査業務、管渠清掃業務、マンホールポンプ場清掃業務
	施設管理業務	24 時間施設監視業務、除草業務、消防用設備等点検業務、地下タンク法定点検業務

	緊急時対応業務	雨天時対応業務、設備故障対応業務、苦情対応業務、地震時緊急点検業務、その他の緊急対応
	窓口業務	下水道台帳の照会対応、各種申請・相談等の窓口対応及び受付補助
	不明水対策業務	雨天時等における侵入水（不明水）の要因調査、管路調査及び流量モニタリング等の分析・対策支援
計画・コンサル支援業務	更新計画案作成業務	日常維持管理データを活用したストックマネジメント更新計画案（中央ポンプ場他更新計画等）の策定・改定支援
	関連計画策定支援業務	全体計画・事業計画、浸水対策事業計画（中央第二ポンプ場等）、上下水道耐震化計画等の各種関連計画の策定・見直しに係る補助及び技術支援
	下水道施設点検業務	下水道法改正に伴う、点検・調査
改築更新支援業務 （更新支援型対象施設）	設計、積算支援	改築・更新工事の設計、積算支援 （※更新支援型における工事本体は発注者が別途単独発注するため本業務の対象外）
	工事監理業務	ピュア型 CM 方式による発注者施工工事の進捗・品質・施工監理支援
改築更新業務 （更新実施型対象施設）	改築更新実施業務	対象施設（マンホールポンプ場及び分電盤等）における更新計画案の作成、設計、積算、施工、工事監理その他改築更新工事に必要な業務の実施（※アットリスク型 CM 方式によるものでも可とする。）

2) 附帯事業

附帯事業とは、現状にとらわれない新たな取り組みを導入し、上記の業務内容と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

発注者が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではない。

発注者は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、附帯事業を採用する場合、対象業務とみなし、要求水準書に事業者の附帯事業実施義務を定めることとする。

3) 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

発注者が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができる。また事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではない。なお、提案した任意事業を新たに実施する場合においては、事前に発注者の承諾を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、事業対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。

(9) 業務の再委託

管理・調整業務の全部及びその他業務の主要部分は原則として再委託することはできない。

(10) 事業期間

1) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までとし、契約書及びその他関係書類（要求水準書及び提案書等）に従い事業を実施する。ただし、事業契約（本契約）締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間は、引継ぎの期間（業務準備期間）とし、事業者は発注者又は発注者の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。

表 3 事業実施スケジュール

項目	予定
事業契約の締結	令和 10 年 3 月
引継ぎの期間	事業契約締結～令和 10 年 3 月 31 日
履行期間	令和 10 年 4 月 1 日～令和 20 年 3 月 31 日（10 年間）
契約終了	令和 20 年 3 月 31 日

2) 本事業期間終了時の取り扱い

① 本事業に係る事業者が所有する資産等（任意事業を行う場合）

事業者は、事業者が所有する任意事業等に係る資産について、事前に決定した方針に基づき、発注者へ無償譲渡、現状復旧等の対応を行う。

本事業の実施のために、事業者が本事業施設内に所有する資産（発注者へ無償譲渡又は発注者の指定する者が買い取る資産を除く。）については、すべて事業者の責任において処分しなければならない。

本事業の施設については、本事業終了日に公有財産賃貸借契約が解除され、事業者は原則として自らの費用負担により原状に復して発注者又は発注者の指定する者に引き渡さなければならない。

② 業務の引継ぎ

発注者又は発注者の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業終了の2～3年前頃には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は事業情報の提供など発注者に協力すること。

(11) 事業の費用負担

1) 対象業務及び附帯事業

発注者は、前述の(8) 1) 及び2) の実施に要する費用を負担する。なお、その負担予定額等の詳細は発注者と事業者との協議の上、事業契約に定める。

2) 任意事業(実施する場合)

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

(12) プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

事業期間中において、事業者からの新技術等の導入提案により維持管理費に関する費用削減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、費用削減分を発注者と事業者がシェアする。コスト削減分のシェア額やシェアの手法については、発注者と事業者が協議し、双方の合意により決定する。

1-2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

発注者は、本事業について、以下に示す判断基準に基づいて客観的な評価を行った上で、発注者自らが実施する場合と比較して、民間事業者の技術力、ノウハウ及び創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的に事業が実施されると判断される場合には、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する特定事業として選定する。

- ・ 事業期間を通じた事業費総額の削減（VFMの創出）が期待できること。
- ・ 発注者の財政負担が同一の水準にある場合においても、維持管理及び改築更新の一体的なマネジメントにより、公共サービス水準の向上が期待できること。

なお、特定事業の選定に当たっては、発注者自らが実施する場合（PSC : Public Sector Comparator）と本事業を PFI 事業として実施する場合を比較し、定量的及び定性的な観点から総合的に評価を行うものとする。

(2) 選定結果の公表

発注者は、本事業を PFI 法第 2 条第 4 項に規定する特定事業として選定した場合は、その判断の結果及び客観的評価の内容を、塩竈市ホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合についても、同様にその旨を公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1. 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、事業者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めするため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う予定である。

2-2. 募集及び選定スケジュール

実施方針（案）公表後のスケジュールは概ね表4を予定している。

表4 スケジュール(予定)

予定	項目
令和8年9月	実施方針（案）の公表
令和9年2月	実施方針、要求水準書等の公募資料（案）の公表
令和9年2月～3月	要求水準書等の公募資料（案）に関する質問・意見の受付
令和9年6月	公募資料の公表（入札公告・プロポーザル開始）
令和9年6月	現場見学・対話（ヒアリング）の実施
令和9年9月上旬	提案審査書類の提出期限
令和9年10月	優先交渉権者の選定及び審査結果の公表
令和10年1月	基本協定の締結
令和10年3月	契約締結
令和10年4月	事業開始

2-3. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、単独企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ② 応募グループは、計画策定業務、維持管理企業を担う企業等から構成されるグループとし、応募グループを構成する企業の中から応募グループの代表企業を定め、代表企業が応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
- ③ 応募グループの場合、SPC 又は JV その他発注者が認める事業実施体を設立するものとする。また、各業務をまとめる統括責任者（各業務の責任者との兼務可）を代表企業から選任させるものとする。なお、管理・調整業務については、任意で代表企業以外の構成企業から副統括責任者を選任することを可能とする。副統括責任者は、管理・調整業務における統括責任者の業務を補助するものとする。

- ④ 参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、応募グループを構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると発注者が認めた場合に限り、変更を認めるものとする。
- ⑤ 応募グループを構成する企業は、他の応募参加者の構成企業になることはできない。

(2) 応募企業又は応募グループに共通の参加資格要件

応募者（応募グループの場合構成企業のすべて）は、以下の参加資格要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 塩竈市一般競争入札および指名競争入札参加登録がされていること。
- ③ 参加資格審査書類の提出期限から優先交渉権者選定までの期間に、塩竈市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱等措置規則に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- ④ 競争参加資格確認申請期限以前 2 年以内に銀行取引停止処分を受けた者でないこと。
- ⑤ 競争参加資格確認申請期限以前 6 か月以内に取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者でないこと。
- ⑥ 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競争手続きの開始決定がされている者でないこと。
- ⑦ 役員等（参加をしようとする法人の役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）が暴力団員等（市暴力団排除条例（平成 24 年市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団（条例第 2 条第 2 号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第 2 条第 5 号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。
- ⑨ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
- ⑩ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑬ 発注者が発注した本事業のアドバイザー業務を受託した者（株式会社アクション）と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。なお、「資本面において関連のある者」とは、「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）第 309 条による議決権を行使することができる、当該企業の発行済株式総数 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう（以下、同じ）。
- ⑭ 事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において関連のある者でないこと。

- ⑮ 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

(3) 業務実施企業に求める要件

以下の各業務を実施する企業は、各要件を満たすこと。

表 5 業務実施企業に求める要件

業務分類	業務実施企業に求める要件	配置予定技術者の要件
全体マネジメント・調整業務	—	以下のいずれかを有する統括責任者および副統括責任者（任意）を配置すること。 ・技術士（総合技術監理部門（下水道）） ・技術士（上下水道部門（下水道）） ・下水道管路管理総合技士 ・一級土木施工管理技士
維持管理業務	—	主任技術者を配置し、以下の有資格者を配置すること。 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者（クレーンの運転業務に係る特別教育クレーン則第 21 条） ・玉掛技能講習修了者（クレーン則第 221 条） ・危険物取扱者乙種 4 類 ・浄化槽管理士 ・その他関係法令に定める有資格者
計画・コンサル支援業務	下水道ストックマネジメント計画（管路施設）策定業務の完了実績（平成 28 年度以降）	以下のいずれかを有する照査技術者及び管理技術者（兼務不可）を配置すること。 ・技術士（総合技術監理部門（下水道）） ・技術士（上下水道部門（下水道））
改築更新支援業務 （更新支援型対象施設）	下水道ストックマネジメント計画（管路施設）策定業務の完了実績（平成 28 年度以降）	以下のいずれかを有する照査技術者及び管理技術者（兼務不可）を配置すること。 ・技術士（総合技術監理部門（下水道）） ・技術士（上下水道部門（下水道））

改築更新業務 (更新実施型対象施設)	—	以下のいずれかを有する照査技術者及び管理技術者（兼務不可）を配置すること。 ・下水道法施行令第 15 条の資格を有する者
-----------------------	---	---

※すべての対象業務において、下水道および下水道管路施設に関する基礎的な知識ならびに調査業務における専門的な技術および技能を有し、成果内容について適切に報告を行う能力を備えた者を配置すること。

※関係法令に基づき、必要とされる資格および要件を満たした者を適切に配置すること。

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加資格確認申請書の提出日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、発注者に速やかに通知しなければならない。

2-4. 審査及び選定手続き

(1) 事業者選定委員会の設置

発注者は、優先交渉権者の選定にあたり、PFI 法第 11 条第 1 項に規定する客観的な評価を行うため、有識者等から構成される（仮）塩竈市下水道施設ウォーターPPP 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会では、優先交渉権者選定基準の検討、技術提案等の審査及び評価を行い、発注者に対して評価結果の報告（答申）を行う。選定委員会の構成等については、今後公表する募集要項等において示す。なお、本事業に応募しようとする者又はそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して情報を得るため、選定委員会の委員に対し、直接又は間接を問わず接触を試みた場合は、当該応募者を本事業の応募参加資格対象外とすることがある。

(2) 審査方法

第一次審査及び第二次審査の 2 段階で審査を行い、資格審査及び選定委員会における提案内容の審査を行う。

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者から、募集要項等に定めるところにより作成された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。発注者は、参加資格要件を充足することを確認の上、参加資格確認の結果を通知する。申請期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格が無いとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

第二次審査では、参加資格があるとされた者から、募集要項等に定めるところにより作成された提案審査書類を受け付ける。選定委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

発注者は、選定委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等において示す。

(3) 審査結果の公表

発注者は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の決定後速やかに市のホームページへの掲載により公表する。

(4) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も発注者の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、発注者が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、発注者はその旨を市ホームページ等において公表する。

(5) 競争的対話の実施

発注者は、参加資格確認結果の通知後から提案審査書類の提出までの間に、参加資格を有すると認められた応募者との間で競争的対話を実施する。競争的対話は、本事業に対する理解を深めると

ともに、要求水準書（案）、事業契約書（案）その他公募資料の内容に関する認識の共有を図り、より優れた提案を促進することを目的として行う。発注者は、競争的対話の結果を踏まえ、必要に応じて要求水準書（案）、事業契約書（案）その他公募資料の内容を修正する場合がある。なお、競争的対話において各応募者から提供された技術提案、ノウハウその他知的財産に係る情報については、当該応募者の承諾なく第三者へ開示しない。

(6) 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

附帯事業又は任意事業を提案しようとする応募者は、提案審査書類の提出前に提案概要書を発注者へ提出するものとする。発注者は、提案内容について、市の政策方針及び関連計画との整合性並びに公共性等の観点から予備的審査を行い、その実施可否を判断する。

なお、提案概要書及び提出方法については、募集要項等において示す。

2-5. 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者として選定された者は、発注者が提示する基本協定書（案）に基づき、速やかに発注者と基本協定を締結するものとする。

優先交渉権者が正当な理由なく基本協定を締結しない場合は、発注者は次点交渉権者と協議を行うことができる。

(2) SPC 又は JV の設立

本事業は、選定された事業者又は事業者グループが設立する SPC、JV その他発注者が認める事業実施体との事業契約により実施する予定である。優先交渉権者は、必要に応じて JV その他発注者が認める事業実施体を設立するものとし、その詳細は募集要項等において示す。

なお、SPC を設立する場合の所在地その他の要件については募集要項等で示す。

(3) 優先交渉権者による準備行為

優先交渉権者は、事業契約締結に先立ち、業務開始に向けた準備行為として、現地調査、業務引継計画の策定、発注者又は現行受託者からの引継ぎ等を実施することができる。

(4) 事業契約の締結

発注者と事業者は、事業契約書（案）の内容に基づき、速やかに事業契約を締結する。

なお、本事業契約の締結にあたり塩竈市議会の議決を要する場合は、発注者と事業者との間で仮契約を締結した上で市議会へ議案を提出し、市議会の議決を得た日をもって本契約（事業契約）として効力を生じるものとする。

第3 民間事業者の責任の明確化等

3-1. リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の基本的な考え方については、発注者及び事業者がそれぞれ自らコントロール（管理）することが可能なリスクを負担することを原則とし、事業期間中における不測の損害の発生を防止するとともに、効率的な事業運営を図るものとする。

なお、物価変動等の社会経済情勢の変化による影響については、インフレ及びデフレ双方の変動可能性を考慮し、特定の指標や一義的な変動率を現時点で固定して明示するのではなく、その内容及び影響の程度に応じて、発注者及び事業者が協議するものとする。

具体的なリスク分担の細目及び手続きの詳細については、公募資料等の公表時に提示する。

3-2. 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリング方法

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、発注者によるモニタリングを行う予定である。なお、詳細については、公募資料等の公表時に提示する。

(2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、発注者は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、公募資料等の公表時に提示する。

3-3. 保険

事業者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要なに応じて加入すること。なお、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については発注者の確認を得るものとする。事業者が付保すべき保険については、公募資料等の公表時に提示する。

第4 事業契約の解釈に関する事項

4-1. 疑義が生じた場合の措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、発注者は事業者と誠意をもって協議するものとし、これを定めるものとする。

協議の方法等については、事業契約において定める。

4-2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関連して発生したすべての紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5 事業継続に関する事項

5-1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、その発生の事由ごとに、次の措置をとることとする。

(1) 事業者事由解除

1) 解除事由

- ① 事業者が事業契約上の義務に違反する等事業契約に定める一定の事由が生じたときは、発注者は、当該事由に応じ、事業契約を解除することができる。
- ② 倒産、財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、発注者は、事業契約を解除することができる。

2) 解除措置

事業者は、発注者に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。また、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の支払額からこれを控除する。

(2) 発注者事由解除又は終了

1) 事業契約の解除

- ① 発注者は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。
- ② 事業者は、発注者の責めに帰すべき事由により、一定期間、発注者が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

2) 解除又は終了措置

発注者は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は発注者の支払額からこれを控除する。

(3) 不可抗力解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ① 不可抗力により対象施設が滅失したときは、事業契約は当然に終了する。
- ② 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、発注者は事業契約を解除する。

2) 解除又は終了措置

不可抗力により事業契約を解除する場合、当該不可抗力により発注者及び事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等及び特定条例等変更解除

1) 解除又は終了事由

特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、発注者又は事業者は事業契約を解除することができる。

2) 解除又は終了措置

- ① 特定法令等変更により発注者及び事業者が生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- ② 特定条例変更等により事業者が生じた損失に係る負担については、発注者と事業者で協議する。

5-2. 金融機関又は融資団と発注者との協議

発注者は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、事業継続に関する直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結することがある。

第6 法制上及び財政上の支援に関する事項

6-1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

6-2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、発注者はこれらの支援を事業者が受けることができるように可能な範囲で協力するものとする。

6-3. その他の措置及び支援に関する事項

発注者は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、発注者と事業者で協議する。

第7 その他事業実施に関する事項

7-1. 実施に関して使用する言語及び通貨

使用する言語は日本語、単位はS I 単位及び通貨は円に限る。

7-2. 応募書類の作成等にかかる費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

7-3. 実施方針（案）に関する意見又は質問の受付

(1) 提出方法

実施方針（案）に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、様式1に記入の上で電子メールにて提出すること。

メールアドレス：gesuido@city.shiogama.miyagi.jp

(2) 連絡先及び情報提供

1) 連絡先

本事業に関する連絡先は、以下のとおりとする。

塩竈市上下水道部下水道課（担当 建設係）

〒985-0052 塩竈市本町1番1号(老番館2階北側)

Tel：022-364-2193

Fax：022-365-0021

2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、塩竈市ホームページ等を通じて適宜行う。

塩竈市ホームページ：

<https://www.city.shiogama.miyagi.jp>